

働き教育センター甲良 滋賀県犬上郡甲良町

1. 視察の目的

働き教育センター甲良は、就労前から実習を重ね、就労後も施設の職員が支援をする「ジョブコンソーシアムシステム」を取り入れ、J A東びわこから依頼を受ける農作業や事務作業のほか、地域の方などから依頼を受けて作業をしている。今回は、J A東びわこの農福連携とジョブコンソーシアムシステムについて視察するものである。

2. 施設設立の経緯

学校法人関西福祉学園は、福祉人材の養成校を運営しており、学校運営の中で培われたノウハウやつながりを生かして障害者を支援できないかと考え、就労支援事業所を設立した。現在、単独事業所2カ所、企業との連携施設2カ所を運営している。

3. 施設の概要

働き教育センター甲良は、平成27年5月、就労支援A型事業所として設立。半年後には就労移行支援事業も開設している。J A東びわこと連携し、J A東びわこの旧支店を借りて事業を行っている。



4. ジョブコンソーシアムシステムについて

就労が定着しないと自立にならないという考えのもと、定着させることに力を入れている。職場環境の急激な変化に対応しにくいことが、定着率が低い一つの理由であることから、企業内に就労支援事業所を設置し、そこで職業訓練として企業の業務を行い、仕事として成り立つようになればその仕事をする条件で企業に就職する「ジョブコンソーシアムシステム」を生み出した。初めに(株)ブリヂストン彦根工場内に「働き教育センター彦根」を設置、現在10人が就労を継続している。

5. J A東びわことの農福連携について

太陽に当たりながら土を触ることは精神が安定するので、障害者には農業が向いている。農業ができるようにしようと、まず「働き教育センター



大津」で農業の職業訓練を始めた。さらに、農業をするためには農協とつながらないとできない、農福連携のためには農協と連携することが不可欠という考えのもと、ＪＡ東びわことの連携施設である「働き教育センター甲良」を開設した。ＪＡ東びわこから毎月９００個の花苗の受注を受け、年間を通じて栽培し、納めている。農業だけでなく、チラシの折り込み等の事務作業を請け負い、作業は事業所で雇用したＪＡの元職員が指導している。

滋賀県彦根市 人口（H30.3.31 現在）112,537 人 面積 196.87 km²

1. 市の概要

彦根市は、昭和12年2月11日に市制を施行し、以来びわ湖東北部の中核都市として発展を続けている。びわ湖と鈴鹿山系に囲まれた豊かな自然に恵まれた本市は、江戸時代に彦根藩35万石の城下町として本格的な歩みを始め、現在に至るまで歴史的、文化的な風情を色濃くとどめ、中世から近世にかけての貴重な歴史遺産が今なお、数多く存在している。

2. 視察の目的

彦根市では子どもの貧困対策計画を平成29年3月に滋賀県内で初めて策定した。この計画を具現化する事業の一つとして「子ども・若者の居場所づくり事業」を彦根市社会福祉協議会へ委託し、子ども食堂などの地域での市民活動を支援している。また、支援者となる人材の掘り起しや育成を行い、運営方法、資金面などの相談にのり、一緒に解決を目指しながら事業の継続を応援している。

今回は、「子どもの貧困対策計画」及び「子ども・若者の居場所づくり事業」について視察するものである。

3. 子どもの貧困対策計画について

計画策定に当たり、統計データ及び保護者、行政機関、保育所・幼稚園、学校、支援団体など子供にかかわるさまざまな分野からのアンケートや聞き取り調査等の回答を分析し、彦根市の子供を取り巻く状況把握を行った。

その結果、生活困難世帯は、全体の11.3%を占めるが、子供の貧困は学校（園）現場では見えにくいなどの課題がわかった。

課題をもとに計画の基本理念を「子どもたちの学びと育ちをみんなで応援します」とし、3つの基本視点「子供たちの学びを応援」、「子どもたちの育ちを応援」、「みんなで応援」に分け、それぞれに実施していく施策をあてはめ、推進していくこととした。

事業の実施については、PDCAサイクルに基づき、「彦根市子ども・若者会議」で進捗状況を確認することとしている。また庁内体制の整備の一つと



して、昨年度子ども貧困対策計画推進プロジェクトチームを立ち上げ、集中的な議論を行なった。

4. 子ども・若者の居場所づくり事業について

地域の中で子ども・若者への支援を進めていく中で、公の制度・仕組みだけでは拾いきれない、どうしてもこぼれ落ちてしまう人が出てくることが支援の難しさである。社会福祉協議会の役割は、地域の皆さん、民生委員、地区社協等と関係づくりをし、地域の活動を応援していくことである。

（１）食や学びを通した居場所づくりについて

食を通した子供の居場所として、彦根市では現在7カ所の子ども食堂が立ち上がっている。食を中心に学ぶ、遊ぶを通じて地域内の親子、子供同士の関係を深め、さらに地域住民が顔を合わせることで孤立を防ぎ、相互支援できる関係を築く「地域食堂」となっている。

学びを通した子供の居場所として「いい場所」づくりを進めており、市内で2カ所開設されている。さまざまなイベントを開催し、まずは子供に来てもらい、読書、折り紙などをしながら交流を深める活動を行っている。

貧困には、経済的な貧困、愛情の貧困、関係性（つながり）の貧困があり、子供の貧困問題はつながりの貧困も大きな課題である。つながりの貧困は公の機関では解決できないからこそ、地域の大人やボランティアができる取り組みであると言える。社会福祉協議会では、居場所づくり事業をやりたい人・団体の想いを受けとめ、既に実施しているところに見学へ行く仲立ちをするなど実現に向けた支援を行っている。

（２）若者のしたいことを応援する居場所「カフェ・ド・ふれ」について

日常生活に生きづらさを抱えている若者（15から40歳くらいまで）のやりたいことや仲間づくりを応援する場所で、当事者家族の希望により社会福祉協議会が実施している。参加者は当事者よりも当事者家族の参加が多く、家族が悩みを話し合える場所になっている。

（３）フードバンクひこねについて

余っている食べ物を持っている支援者と食べ物を必要としている受益者をつなぐフードバンク事業を通して、子ども食堂、貧困家庭等への支援を行っている。フードバンクひこねは彦根総合卸売市場内にあり、ボランティアが食材受付、保管整理を行っている。フードバンク事業に取り組みながら、SDGsの1, 2, 12番の目標に向けた取り組みにも貢献していく。

（４）ベビー&キッズ用品・学用品リユース「カエコト」について

市内で子育て支援をしている母親のグループが使わなくなったベビー用品やキッズ用品をリユースできないかと考え、社会福祉協議会とともに事業を立ち上げた。学用品等を必要とする困窮世帯へ配布し、リユースを通じた支援を行っている。

（５）ふくし活動応援空き家バンクについて

福祉活動をする場所の確保を支援するため、社会福祉協議会では今年度から「ふくし活動応援空き家バンク」を始めた。福祉目的での利用に無料で貸してもいいという所有者に登録してもらい、利用希望者に紹介する制度で、固定資産税の減免が受けられる場合もあり、貸す側、借りる側双方にメリットがあるような制度としている。

社会福祉法人 全国手話研修センター 京都市右京区

1. 視察の目的

社会福祉法人全国手話研修センターは、財団法人全日本ろうあ連盟、一般社団法人全国手話通訳問題研究会、一般社団法人日本手話通訳士協会が共同で平成14年に設立した。センターでは手話通訳事業、コミュニティ嵯峨野の宿泊・レストラン事業、障害者福祉サービス事業、社会貢献事業を行っている。

今回は、手話言語条例施行後の行政における手話の普及啓発施策及びろう者への支援のあり方についてお話しをお聞きするとともに、当該センターの施設及び事業概要について視察するものである。

2. 施設の概要及び事業概要について



(1) 手話通訳事業

手話に関する人材養成事業、手話通訳者全国统一試験（大阪府を除く都道府県）、手話研究・普及事業（毎年250から300の新しい手話をつくる）、全国手話検定試験、手話普及を目的としたイベント等の関連事業を中心に行っている。

(2) コミュニティ嵯峨野の宿泊・レストラン事業

勤労者宿泊研修施設であったコミュニティ嵯峨野の土地を京都府から無償貸与、建物の一部を京都府から無償譲渡、一部を厚生労働省から買い取り、所有している。文字誘導板を会議室や廊下に設置した全館聴覚障害者バリアフリーとなっており、障害者も一般の方も利用できる施設である。



（３）障害者福祉サービス事業

就労継続支援Ａ型事業所「就労支援センターとも」でコミュニティ嵯峨野内の清掃等の仕事や、農園で京野菜を栽培し、コミュニティ嵯峨野のレストランに卸している。

（４）社会貢献事業

「くらしと仕事のサポートステーションおぐり」で京都府日常生活等自立支援事業・サポート推進事業を行っている。

３．手話言語条例を制定した自治体の事業について

（１）聞こえのサポーター養成講習会事業（京都府）

企業や団体向けに１、２時間で聴覚障害への理解と聴覚障害者とのコミュニケーションの方法を学ぶ講習会を開催。

（２）手話動画の作成と配信（京都府向日市）

「古都のむこう、ふれあい深める手話言語条例」の取り組みのひとつとして、手話動画を 유튜브 で配信。手話を学べるとともに聴覚障害者の暮らしを知っていただけるもので、向日市内の施設や観光スポットで収録している。

（３）小・中学生向けのパンフレットの活用

全国手話研修センターでは、小学生向け、中学生向けのパンフレットを作製している。パンフレットを利用して、専門家を呼ばなくても教職員が手話や手話の歴史、手話通訳士の仕事について指導できるようにした。

（４）市役所内に手話のできる職員を配置

障害福祉部署以外へ手話のできる職員を配置すれば、聞こえない人が自由に通訳なしで話せるようになる。また、尼崎市は聴覚障害の職員が７人おり、その人たちに力を発揮してもらうために手話通訳を職員課へ配置し、コミュニケーションの支援をしている。

